

公 告 第 10 号

平成29年10月25日

後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成に係る
事業者の公募について

後期高齢者医療制度の周知用パンフレット・リーフレットの作成に係る事業者を募集
します。

希望する事業者は別添「後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成
業務に係る事業者公募要領」の定めるところにより、応募してください。

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大 西 一 史

**後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット
作成業務に係る事業者公募要領**

平成29年10月

熊本県後期高齢者医療広域連合

1. 趣旨

この要領は、後期高齢者医療制度の周知に係るパンフレット・リーフレット（以下「パンフレット・リーフレット」という。）を作成するにあたり、その作成事業者を決定するための公募及び選定の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この要領において、「公募及び選定の手続き」とは、関係事業者の参加意欲を反映し、技術適正を正確に把握するため、あらかじめパンフレット・リーフレットの概要及び参加資格を公表し、業務の受託を希望する関係事業者から関係書類の提出を求め、書類審査及び評価等を行うことで、当該業務に最も適した事業者を選定する手続きをいう。

3. 業務の内容

- (1) 後期高齢者医療制度に関するパンフレット・リーフレットの作成印刷
- (2) 部数の仕分け納品（45市町村及び熊本県後期高齢者医療広域連合）

（※パンフレット・リーフレットの規格、作成部数、納品先等は別紙「後期高齢者医療制度に関するパンフレット・リーフレット仕様書」を参照すること。）

4. 契約期間

契約締結日から平成30年3月16日まで

5. 業務の基本的考え方

- (1) このパンフレット・リーフレットは、後期高齢者医療制度の被保険者の方への制度の周知を目的に作成するものである。
- (2) 制度の紹介、イラストやQ&Aの掲載などにより、後期高齢者医療制度の内容をわかりやすく伝えるものでなければならない。

6. 公募の条件

(1) 提案者の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- イ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに熊本県内に主たる事務所又は営業所がある場合には、その地域での市町村税に未納がない者（徴収猶予又は非課税の扱いを受けている者を除く）
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること
- エ 国の機関及び熊本県の指名停止措置を受けていない者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成25年法律第94号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団関係者でないこと
- カ 過去5年以内に、後期高齢者医療広域連合又は自治体と、種類及び規模をほぼ同じくする業務を受託した実績がある者

7. 提案手続き

(1) 提案方法

提案書類に示すすべての書類の提出をもって本公募に提案したものとする。

(2) 提案書類作成に関する質疑応答

受付期間：平成29年11月8日（水）午後5時まで

提出方法：電子メール（koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp）

様式：任意（ただし、件名は、「後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成業務事業者公募に関する質問」とし、質問者の会社名、部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること）

回答方法：質問者の名前を伏せた上で、メールにて質問者全員に対して回答を行う。また、質問への回答はこの要領の追加または訂正とみなす場合があるものとする。

8. 提案書類

以下のすべての書類とする。

提出書類名		部数	内容等	備考
1	参加申請書	1	下記（1）～（8）を参照すること。	別紙様式1
2	パンフレット原案（見本）	2		A4判
3	リーフレット原案（見本）	2		B7判
4	見積書	1		様式任意
	※税抜き金額			A4判
5	印刷物または印刷データ作成等の業務受託実績	2		様式任意
				A4判
6	会社概要調書	1		別紙様式2
7	役員等名簿及び照会承諾書	1	別紙様式3	
8	納税証明書（市町村民税・県税・国税）	1	提出日を基準に3ヵ月以内に発行されたもの（写しでも可）	

(1) 参加申請書（別紙様式1）

- ・後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成業務に係る事業者公募要領「別紙様式1 参加申請書」に必要事項を記入のうえ提出すること。

(2) パンフレット原案（A4判）

- ・別紙「後期高齢者医療制度に関するパンフレット仕様書」を参照のうえ、パンフレット原案（見本）を作成すること。
- ・文字原稿を含むすべての原稿（イラスト等含む）を作成すること。

(3) リーフレット原案（B7判）

- ・別紙「後期高齢者医療制度に関するリーフレット仕様書」を参照のうえ、リーフレット原案（見本）を作成すること。
- ・文字原稿を含むすべての原稿（イラスト等含む）を作成すること。

(4) 見積書（様式任意）

- ・別紙「後期高齢者医療制度に関するパンフレット・リーフレット仕様書」を参照のうえ、見積書を作成すること。
- ・見積書の提案上限金額は2,202,500円（消費税額等除く）とし、提案上限金額を超える見積り金額の提示があった場合は失格とする。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額（いわゆる税抜き金額）を記入すること。※課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ・納品までの配送代も含めて積算を行うこと。また、内訳（パンフレット・リーフレットそれぞれの1部あたりの単価、数量）や、消費税額等がわかるような記載をすること。
- ・宛名は「熊本県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 大西一史」宛とし、代表者印を押印すること。

(5) 印刷物または印刷データ作成等の業務受託実績（様式任意）

- ・参加申請をする事業所の印刷物または印刷データ作成等の業務受託実績を5件まで記載すること。（※受託業務名、受託業務の内容、業務受託期間、数量、金額、契約先等を記載すること。また、後期高齢者医療制度に関するパンフレット・リーフレット作成の実績がある場合は、その実績を優先的に記載すること）

(6) 会社概要調書（別紙様式2）

- ・後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成業務に係る事業者公募要領「別紙様式2 会社概要調書」に必要事項を記入のうえ提出すること。

(7) 役員等名簿及び照会承諾書（別紙様式3）

- ・後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成業務に係る事業者公募要領「別紙様式3 役員等名簿及び照会承諾書」に必要事項を記入のうえ提出すること。

(8) 納税証明書

- ・市町村民税・県税・国税の納税証明書等、滞納がないことを確認できる書類を提出すること。（熊本県内に営業所等がない場合は、本社所在地等の滞納がない旨を確認できる書類）

9. 提案書類等の提出期限及び提出先

(1) 提出期限：平成29年11月22日（水）午後5時まで

(2) 提出方法：郵送又は持参

郵送の場合は、提出期限までに到着したもの。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(3) 提出先：熊本県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課 総務班

〒862-0911 熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号

熊本県市町村自治会館内 2階

TEL：096-368-6511 FAX：096-368-6577

(4) その他

ア 提出書類については、必要に応じて聞き取り調査を実施する場合がある。

イ 提出書類の作成、提出、聞き取り調査に係る経費は、応募者の負担とする。

ウ 提案書類の返却は行わない。

エ パンフレット・リーフレット原案の提案は、1者につきそれぞれ1案までとする。

オ この要領に定めるもののほか、必要な事項については、発注者が協議のうえ定めるものとする。

10. 審査及び選定について

(1) 選定方法

提案者からのプレゼンテーション等は実施せず、参加資格があると認められる事業所の提案書類等をもとに、パンフレット・リーフレット作成事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、総合的な評価を行い、最も適切な1者（以下「優秀提案者」という。）を決定する。

(2) 評価項目

- ア 制作スキル（視覚的印象、レイアウト及びデザイン、実用性、汎用性、創意工夫）
- イ 信頼性（業務実績等）
- ウ 見積金額

(3) 結果の通知

事業者の選定後、すべての提案者に対し結果を通知する。

(4) その他

審査結果に対する異議は一切受け付けない。

11. 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても選定委員会で審査し優秀提案者とするかを決定する。また、優秀提案者とならなかった場合、又は提案者がない場合は再度公募を実施するものとする。

12. 失格条項

提案者が次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 提案書類の提出期限に遅れること。
- (2) 審査結果に影響を与えるよう、故意に工作すること。
- (3) 提案書類等に虚偽の事項を記載すること。
- (4) その他適正な審査を妨害すること。

13. その他

(1) 契約金額

消費税等を除く契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(2) 契約の締結

選定した優秀提案者と広域連合とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、再度見積書を徴し、契約を締結する。仕様の内容は、提案された内容が基本となるが、優秀提案者と広域連合との協議により最終的に決定する。

なお、選定した優秀提案者と広域連合との間で行う仕様の内容について協議が整わなかった場合には、審査結果において評価が次に高い提案者と協議を行う。

(3) 著作権等

- ア 広域連合は、今回の業務によって制作される成果物（パンフレット・リーフレット）をホームページへ掲載できるものとする。
- イ 著作権等は、著作権法第15条第1項及び同法第17条の規定により、作成業者に帰属するものとする。ただし、広報のために市町村が発行する広報誌やホームページへの転載は、出典元を記載することにより可能とする。
- ウ 本作成業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、発注者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

14. スケジュール

平成29年10月25日（水）	公募開始 本広域連合は、この要領を公告（広域連合掲示板へ掲示）及び公表（本広域連合ホームページ掲載）する。参加者は提案書類等を提出期限日までに提出することとする。
平成29年11月 8日（水）	質問受付期限
平成29年11月22日（水）	提案書類等提出期限
平成29年11月24日（金） ） 平成29年11月30日（木）	優秀提案者の選定及び決定
平成29年12月 上旬	最終仕様の決定、優秀提案者から再見積り 契約締結
平成29年12月 中旬	第1回校正
平成30年 1月 中旬	第2回校正
平成30年 2月 上旬	第3回校正 校正は原則3回とするが、作成状況に応じ、契約期間内での再校正を行う場合があるものとする。
平成30年 2月 中旬	パンフレット・リーフレット内容の最終確認 パンフレット・リーフレットの印刷
平成30年 3月16日（金）	仕分け及び指定する納入場所への納品期限
平成30年 3月 下旬	業務完了報告（納品確認）

参 加 申 請 書

熊本県後期高齢者医療広域連合が実施する後期高齢者医療制度周知用パンフレット・リーフレット作成業務の公募に提案書類を添えて参加を申請します。

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

(提案者)

〒

住所

商号又は名称

代表者

⑩

(連絡先担当者)

所属

氏名

TEL

FAX

E-mail

会社概要調書

フリガナ	
商号又は名称	
設立年月日	

1. 本社

所在地	〒		
代表者職・氏名			
電話番号		FAX番号	

総従業員数			
総事業所数			
熊本県内の事業所の有無	本社 有・無	支社・支店	有・無
資本金			
主な事業内容			

2. 連絡先

所在地	〒		
所属部署名		担当者氏名	
電話番号		FAX番号	
E-mail			

役員等名簿及び照会承諾書

平成 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

住 所
商号又は名称
代表者 印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除に伴い熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役 職	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	住 所

- ※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読みください。
- ※ 本承諾書の作成にあたっては、裏面（別紙様式3）を両面印刷すること。

(別紙様式 3 裏面)

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載されたすべての個人情報、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。

熊本県後期高齢者医療広域連合がこれらの情報をもとに熊本県警察本部（以下「警察本部」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部は熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第56号）の実施機関と定められています。

- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。
- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
 - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者
 - ア 支配人をおく場合は、支配人
 - イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - (9) 当該法人が会社更生手続又は民事再生手続中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人

- 3 この書面の記載に当たっては、対象者すべての同意を得てください。

後期高齢者医療制度に関するパンフレット仕様書

版 型	A 4 判
部 数	2 2, 0 0 0 部
頁 数	1 6 頁以内（表紙本文含む）
紙 質	再生マットコート 62.5kg
制 作	事業者が原案作成したパンフレットを元に、当広域連合と字句・レイアウト等の修正を行い、作成するものとする
色 数	4 C / 4 C
製 本	中綴じ
記載すべき主な内容 ※掲載の順番・項目ごとのページ数については特に指定しません	<ol style="list-style-type: none"> ① 市（区）町村と広域連合の役割について ② 後期高齢者医療制度の対象者（被保険者）について ③ 後期高齢者医療被保険者証について ④ 医療機関等にかかるときの自己負担の割合について ⑤ 自己負担の限度額について ⑥ 医療費の払い戻し（療養費）について ⑦ 柔道整復のかかり方(保険適用対象について) ⑧ 交通事故などにあつた場合について ⑨ 被保険者が亡くなった場合（葬祭費）について ⑩ 後期高齢者医療の保険料について ⑪ 保険料の軽減措置について ⑫ 保険料の納付方法について ⑬ 健康診査の受診とジェネリック医薬品の利用について ⑭ 市町村担当課連絡先一覧（※原稿は当広域連合で作成することからタイトル等のみの記載で可とする。使用頁数は、表紙（裏）の1頁とする。）
納入期日	平成30年3月16日（金）
納入先	<p>熊本県後期高齢者医療広域連合の指定する場所</p> <p>※納品場所の詳細及び数量については別紙「市町村別パンフレット及びリーフレット必要部数・納品先一覧」のとおり</p>

後期高齢者医療制度に関するリーフレット仕様書

版 型	B 7 判
部 数	2 6, 5 0 0 部
頁 数	2 0 頁（表紙本文含む）
紙 質	（表紙）再生マットコート 四六90kg （本文）再生マットコート 四六70kg
制 作	事業者が原案作成したリーフレットを元に、当広域連合と字句・レイアウト等の修正を行い、作成するものとする
色 数	4 C / 4 C
製 本	中綴じ
記載すべき主な内容 ※掲載の順番・項目ごとのページ数については特に指定しません	<ol style="list-style-type: none"> ① 市（区）町村と広域連合の役割について ② 後期高齢者医療制度の対象者（被保険者）について ③ 後期高齢者医療被保険者証について ④ 医療機関等にかかるときの自己負担の割合について ⑤ 自己負担の限度額について ⑥ 医療費の払い戻し（療養費）について ⑦ 柔道整復のかかり方(保険適用対象について) ⑧ 交通事故などにあつた場合について ⑨ 被保険者が亡くなった場合（葬祭費）について ⑩ 後期高齢者医療の保険料について ⑪ 保険料の軽減措置について ⑫ 保険料の納付方法について ⑬ 健康診査の受診とジェネリック医薬品の利用について ⑭ 後期高齢者医療制度のポイント ⑮ こんなときは市（区）町村の担当窓口へ必ず届け出を
納入期日	平成30年3月16日（金）
納入先	<p>熊本県後期高齢者医療広域連合の指定する場所</p> <p>※納品場所の詳細及び数量については別紙「市町村別パンフレット及びリーフレット必要部数・納品先一覧」のとおり</p>

市町村別パンフレット及びリーフレット必要部数・納品先一覧

No	市町村名	担当課	住所	H30年度用 パンフレット 必要部数	H30年度用 リーフレット 必要部数
1	熊本市	国保年金課	熊本市中央区手取本町1番1号	2,500部	9,000部
2	八代市	国保ねんきん課	八代市松江城町1-25	1,200部	2,700部
3	人吉市	保険年金課	人吉市西間下町1 1 8 - 1	500部	250部
4	荒尾市	健康生活課	荒尾市宮内出目390番地	1,300部	1,000部
5	水俣市	市民課	水俣市陣内1丁目1番53号	450部	200部
6	玉名市	保険年金課	玉名市岩崎163番地	1,000部	1,000部
7	天草市	国保年金課	天草市東浜町8-1	1,500部	2,000部
8	山鹿市	国保年金課	山鹿市山鹿987番地3	1,200部	700部
9	菊池市	健康推進課	菊池市隈府888番地	400部	800部
10	宇土市	市民保険課	宇土市浦田町51番地	500部	500部
11	上天草市	健康づくり推進課	上天草市松島町合津3538番地3	500部	600部
12	宇城市	市民課	宇城市松橋町大野85番地	850部	850部
13	阿蘇市	ほけん課	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	450部	450部
14	合志市	高齢者支援課	合志市御代志1661番地1	800部	300部
15	美里町	住民課	下益城郡美里町馬場1100番地	200部	200部
16	玉東町	町民福祉課	玉名郡玉東町木葉759番地	100部	100部
17	南関町	福祉課	玉名郡南関町大字関町1316	150部	150部
18	長洲町	福祉保健介護課	玉名郡長洲町大字長洲2766番地	300部	300部
19	和水町	税務住民課	玉名郡和水町江田3886番地	250部	200部
20	大津町	健康保険課	菊池郡大津町大字大津1233番地	400部	100部
21	菊陽町	健康・保険課	菊池郡菊陽町大字久保田2800番地	400部	400部
22	南小国町	町民課	阿蘇郡南小国町大字赤馬場143番地	100部	100部
23	小国町	福祉課	阿蘇郡小国町宮原1567-1	200部	160部
24	産山村	住民課	阿蘇郡産山村大字山鹿488-3	50部	50部
25	高森町	健康推進課	阿蘇郡高森町大字高森2168	120部	50部
26	西原村	保健衛生課	阿蘇郡西原村大字小森3259	100部	100部
27	南阿蘇村	健康推進課	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1	200部	200部
28	御船町	町民保険課	上益城郡御船町大字御船995-1	300部	100部
29	嘉島町	町民課	上益城郡嘉島町大字上島530番地	120部	100部
30	益城町	住民保険課	上益城郡益城町大字木山594	500部	450部
31	甲佐町	住民生活課	上益城郡甲佐町大字豊内719番地4	200部	50部
32	山都町	健康福祉課	上益城郡山都町浜町6番地	330部	0
33	氷川町	健康福祉課	八代郡氷川町島地642番地	250部	250部
34	芦北町	住民生活課	葦北郡芦北町大字芦北2015	400部	400部
35	津奈木町	住民課	葦北郡津奈木町大字小津奈木2123	80部	10部
36	錦町	健康保険課	球磨郡錦町大字一武1587番地	140部	140部
37	多良木町	健康・保険課	球磨郡多良木町大字多良木1648番地	20部	160部
38	湯前町	税務町民課	球磨郡湯前町1989番地1	80部	20部
39	水上村	保健福祉課	球磨郡水上村大字岩野90	60部	60部
40	相良村	保健福祉課	球磨郡相良村大字深水2500-1	100部	100部
41	五木村	保健福祉課	球磨郡五木村甲2672-7	30部	30部
42	山江村	健康福祉課	球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1	50部	20部
43	球磨村	健康衛生課	球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	80部	80部
44	あさぎり町	健康推進課	球磨郡あさぎり町免田東1199番地	300部	20部
45	苓北町	福祉保健課	天草郡苓北町志岐660番地	150部	150部
広域連合窓口 予備	広域連合	熊本市東区健軍2丁目4番10号 (市町村自治会館2階)	300部	300部	
合計			22,000部	26,500部	